

支出証拠書

9/16

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考書籍購入		
年月日	令和5年4月1日~令和 年 月 日	金額	825 円

目的	各種情報収集と研究
使途	月間『ガバナンス』購読料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るため購読し活用する
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>契約購読期間が2022年9月号から2025年8月号のため各会計期間で案分し充当する (当月分を月割り計算する) 36回</p> <p>4月分は下記の通り 8-5月を充当する</p> $29,700 \text{ 円} \div 36 \text{ 月} = 825 \text{ 円}$ <p style="text-align: right;">4 年 9 月 整理番号 9-10 参照</p>	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	825 円	100%	825 円

(参考)

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考書籍購入		
年月日	令和4年9月16日～令和 年 月 日	金額	5,775 円

目的	各種情報収集と研究
使途	月間『ガバナンス』購読料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るため購読し活用する
<p>《領収書貼付枠》 契約購読期間が 2022 年 9 月号から 2025 年 8 月号のため各会計期間で案分し充当する (本年度 2022 年 9 月号から 2023 年 3 月号 (7 か月分) を充当)</p> <p>→ $29,700 \text{ 円} \times \frac{7}{36} \text{ 月} = 5,775 \text{ 円} \text{ (令和4年度分)}$</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	5,775 円	/	5,775 円
		100 %	

請求書

佐野 愛子

様 令和 4年 8月 30日

東京都江東区新木場1丁目18番11号 (〒136-8575)

株式会社きょう

代表取締役社長 成吉



金額には消費税及び地方消費税が含まれております。下記のとおりにご請求いたします。(10%) (0422-0009489)

ご請求額	¥29,700.-	お得意様No (請求No)	[REDACTED]
------	-----------	------------------	------------

お支払は令和 4年10月31日までにお願いします。

E

品名	追録号数	数量	単価	金額	備考
月刊「カハナンス」 2022年 9月号～2025年 8月号	購読料	1	29700	29700	

(振込先) みずほ銀行東京営業部 (001)
普通預金 4913720 カキヨウセイ
(要打電項目) [REDACTED] サノア仁

01220089058
(49)

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
04-09-16	23003	A96150001
取扱店	7ジエタ	
払込口座	00140-8	10000
払込金額	*29,700	料金 *0
振替受付票		
00140 8 10000		
株式会社きょうせい		
金額 29700		
みずほ銀行 東京営業部		
普通預金 4913720		
カキヨウセイ		
静岡県静岡市		
佐野 愛子		
要打電項目 [REDACTED]		
記号番号 [REDACTED]		
とっても便利!安心!オトク! ゆうちょデビット サービス開始!		

振替受付票
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
(ゆうちょ銀行)

2023. 4月令

1/36

支出証拠書 (各種団体会費)

3/12

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	藤枝・図書館友の会総会出席時 2023年度会費		
年月日	令和5年3月12日~令和 年 月 日	金額	83 円

会の趣旨・目的	市民に利用されやすく地域発展に貢献する
会の活動内容等	図書や資料の提供の他、憩いとコミュニケーションの場としての役割、情報の発信・受信をして地域発展に貢献する
政務活動・県政との関連性	県立図書館の充実にむけて提案に生かす

《領収書貼付枠》

会計年度 2023年4月~2024年3月

$1,000円 \div 12^{7月} = 83^{7月}$ 4月は83円充当する

藤枝・図書館友の会 領収書

一金1,000円也

上記金額、2023年度会費として領収しました

2023年3月12日

藤枝・図書館友の会会長 南雲初義 

※ 添付書類：団体の会則 ・ 事業概要 ・ その他 (総会資料)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	83 円	100 %	83 円

<議 事>

I 2023年度活動方針(案)

1. 公共図書館の充実についての学習・調査を行い、藤枝市への要請・提言に取り組む
2. 会員の要望に沿った講演会を企画
3. 朗読会・読書会の企画…藤沢周平、山本周五郎作品等朗読会、愛読書を持ち寄る読書会など
4. 注目図書館の見学会を企画…牧之原市図書館「いこっと」など
5. 「県図書館交流会実行委員会」(会長を南雲が担当)、「新たな県立図書館望む会」への参加
6. 駅南図書館「おはなしのへや」の読み聞かせに参加(有志)
7. 会報「友の会ニュース」の発行 など

II 2023年度予算(案)

2021年度の会費収納を見合わせたことで、前年度は21年度の残額で運営してきました。
新年度は、会費の納付をお願いいたします。(予算案は別紙)

III 役員(案)

次のとおり提案します。

会 長 / 南雲初義

会 計 /

運営委員会の構成(総会時・9名、五十音順)

南雲初義

支出証拠書

3/23 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	令和5年4月分 事務所賃借料及び送金手数料		
年月日	令和5年3月23日～令和 年 月 日	金額	50,220 円

目的	政務活動を行うための事務所の賃借
使途	4月分賃借料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
05-03-23	23003	通帳送金
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N041	*100,000	
	残高	
清水銀行 藤枝駅西支店 普通 2215815 カ) マルシアオキ		
送金料金	*440円	
振込予定日	05-03-23	
サノアイ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

案分の理由 政務活動、後援会活動 で使用のため	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	100,440 円	1/2 %	50,220 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (令和5年4月分)		
年月日	令和5年4月5日~令和 年 月 日	金額	6,840円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<領収書貼付枠> *月額リース料金 (32,655 円) から重量税、任意保険料等政務活動費対象外経費を 除いた金額 (13,681円に 1/2 を乗じた額) 6,840円を充当する 計算根拠を別紙添付する	

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	13,681 円	1/2 %	6,840 円



親展

転送不可

426-0132
静岡県藤枝市本郷
286

佐野 愛子 様



C14A6K1000090#

180-0006
東京都武蔵野市中町2-4-15
第7柏栄ビルディング2F

Honda Finance
株式会社ホンダファイナンス

お問合せ先 カスタマーセンター
TEL 0120-555-381

※土日祝日も営業しております（一部除く）

■開封前に宛名をご確認ください

本書面にお心あたりのない場合は、お手数ですが上記【お問合せ先】までご連絡ください。

この部分からゆっくりとはがして中をご覧ください。

同様に裏面の左下からもはがして中をご覧ください。

水濡れしている場合、十分に乾かしてから開封してください。

回数	年	月	お支払金額	内リース料	内消費税	回数	年	月	お支払金額	内リース料	内消費税	
1	5	1	65,310	59,374	5,936	43	8	7	32,655	29,687	2,968	2
2	5	2	32,655	29,687	2,968	44	8	8	32,655	29,687	2,968	2
3	5	3	32,655	29,687	2,968	45	8	9	32,655	29,687	2,968	2
4	5	4	32,655	29,687	2,968	46	8	10	32,655	29,687	2,968	2
5	5	5	32,655	29,687	2,968	47	8	11	32,655	29,687	2,968	2
6	5	6	32,655	29,687	2,968	48	8	11	32,655	29,687	2,968	2
7	5	7	32,655	29,687	2,968	49	8	9	32,655	29,687	2,968	2
8	5	8	32,655	29,687	2,968	50	8	10	32,655	29,687	2,968	2
9	5	9	32,655	29,687	2,968	51	8	11	32,655	29,687	2,968	2
10	5	10	32,655	29,687	2,968	52	8	9	32,655	29,687	2,968	2
11	5	11	32,655	29,687	2,968	53	8	10	32,655	29,687	2,968	2
12	5	12	32,655	29,687	2,968	54	8	11	32,655	29,687	2,968	2
13	5	1	32,655	29,687	2,968	55	8	9	32,655	29,687	2,968	2
14	5	2	32,655	29,687	2,968	56	8	10	32,655	29,687	2,968	2
15	5	3	32,655	29,687	2,968	57	8	11	32,655	29,687	2,968	2
16	5	4	32,655	29,687	2,968	58	8	9	32,655	29,687	2,968	2
17	5	5	32,655	29,687	2,968	59	8	10	32,655	29,687	2,968	2
18	5	6	32,655	29,687	2,968	60	8	11	32,655	29,687	2,968	2
19	5	7	32,655	29,687	2,968	61	8	9	32,655	29,687	2,968	2
20	5	8	32,655	29,687	2,968	62	8	10	32,655	29,687	2,968	2
21	5	9	32,655	29,687	2,968	63	8	11	32,655	29,687	2,968	2
22	5	10	32,655	29,687	2,968	64	8	9	32,655	29,687	2,968	2
23	5	11	32,655	29,687	2,968	65	8	10	32,655	29,687	2,968	2
24	5	12	32,655	29,687	2,968	66	8	11	32,655	29,687	2,968	2
25	5	1	32,655	29,687	2,968	67	8	9	32,655	29,687	2,968	2
26	5	2	32,655	29,687	2,968	68	8	10	32,655	29,687	2,968	2
27	5	3	32,655	29,687	2,968	69	8	11	32,655	29,687	2,968	2
28	5	4	32,655	29,687	2,968	70	8	9	32,655	29,687	2,968	2
29	5	5	32,655	29,687	2,968	71	8	10	32,655	29,687	2,968	2
30	5	6	32,655	29,687	2,968	72	8	11	32,655	29,687	2,968	2
31	5	7	32,655	29,687	2,968	73	8	9	32,655	29,687	2,968	2
32	5	8	32,655	29,687	2,968	74	8	10	32,655	29,687	2,968	2
33	5	9	32,655	29,687	2,968	75	8	11	32,655	29,687	2,968	2
34	5	10	32,655	29,687	2,968	76	8	9	32,655	29,687	2,968	2
35	5	11	32,655	29,687	2,968	77	8	10	32,655	29,687	2,968	2
36	5	12	32,655	29,687	2,968	78	8	11	32,655	29,687	2,968	2
37	5	1	32,655	29,687	2,968	79	8	9	32,655	29,687	2,968	2
38	5	2	32,655	29,687	2,968	80	8	10	32,655	29,687	2,968	2
39	5	3	32,655	29,687	2,968	81	8	11	32,655	29,687	2,968	2
40	5	4	32,655	29,687	2,968	82	8	9	32,655	29,687	2,968	2
41	5	5	32,655	29,687	2,968	83	8	10	32,655	29,687	2,968	2
42	5	6	32,655	29,687	2,968	84	8	11	32,655	29,687	2,968	2

（*はお支払済み、#は一部お支払済み）※ご住所などを変更される場合には、表記「お問合せ先」までご連絡をお願い申し上げます。（単位
反対面にもご案内があります。同様に左下よりあけてご確認ください。

自動車リース料の活動費充当額計算根拠

リース料総額 A 1,959,300円 (32,655円/月 60回)別紙リース料参照

対象外経費計 B ▲ 1,138,440円

経費計算

対象外経費 重量税 ▲73,800円

" 任意保険料 ▲574,640円

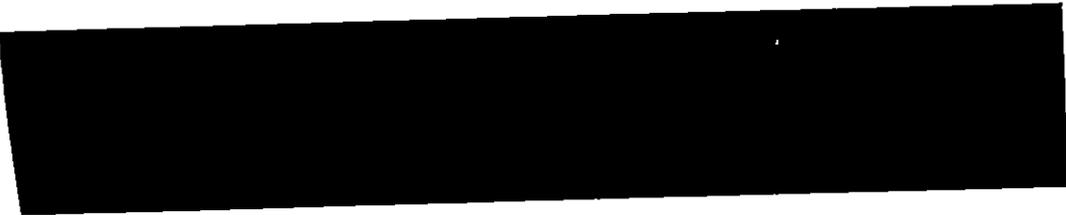
" メンテナンス料 ▲600,000円

対象経費 エンジンオイル料 110,000円 (メンテナンス料の内、対象経費にあたるエンジンオイル料を調整)
5,500円×20回

対象経費 C 820,860円 A-B

月額リース相当額 C÷60回 13,681円

ひと月活動費充当額1/2 6,840円



社会保険料

[ページを印刷する](#)

照会口座

04月10日 13時58分時点

番号	日付	取引	お引出金額	お預入金額	摘要
004	04月05日分	出金	32,655円		ホガアア付入
合計					
預金残高					

整理番号	4-5
------	-----

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	内外情勢調査会 会費(令和5年4月~令和6年3月) 48分		
年月日	令和5年4月11日~令和 年 月 日	金額	17,600円

会の趣旨・目的	内外の諸情勢について知識の向上と理解の増進
会の活動内容等	全国の企業経営者や諸団体のトップが入会し、会員への資料提供や講演活動を行う
政務活動・県政との関連性	会で得た情勢や知識を本会議や委員会での提言に生かす

《領収書貼付枠》

令和5年4月度分を月割計算し充当する

$$211,200 \text{円} \div 12 \text{ヶ月} = 17,600 \text{円}$$

※ 添付書類: 団体の会則 ・ 事業概要 ・ その他 ()

案分の理由 全て政務活動にかかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b) 17,600円
	17,600円	100%	

請求書

静岡県議会議員
佐野 愛子

様

請求金額 211,200円
(消費税等 19,200円を含む)

請求期間 令和 5年 4月~令和 6年 3月
(支払期日 令和 5年 4月30日)

請求日
請求番号 4027768

T1
東京 中央区銀座 15番8号
一般社団法人 静岡県内情熱調査会
金印
電話 054-252-1823
(適格請求書発行事業者)登録番号: T1010005018622



種類	配信先 (敬称略)	数量	月額	月数	請求金額
会費		1	16,000	12	192,000
		10%	【対象金額】		192,000
			【消費税等】		19,200

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
05-04-11	23003	A96190005
取扱店	ワジエタ	
払込口座	00120-3	45104
払込金額	*211,200	料金 *0
振替受付票	払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)	
日額	001203	
金額	45104	
種別	211200	
支店	〒426-0132 静岡県静岡市本町2-8-8	
個人	静岡県議会議員 佐野 愛子 様	
記号番号	[Redacted]	

5月3日~5日は、ゆうちょのほぼすべてのサービスを終日休止します

この件についてのお問合せは、静岡総局 までお願い致します。(TEL:054-252-1823)

内外情勢調査会とは

一般社団法人内外情勢調査会は、公正な世論の醸成を目的に、報道機関の株式会社時事通信社の関連団体として、1954年12月に設立されました。

全国各地の企業経営者や諸団体のトップらが会員として入会し、会員への講演活動や資料提供により、国内外の諸情勢について知識の向上と理解の増進を図っています。

講演会は、全国の会員を参加対象とする全国懇談会と、全国各地域の会員で構成する151カ所の支部での支部懇談会があり、それぞれ10回以内開催、講演会の年間開催回数は1500回超に上ります。

講師には、有力政治家、経済団体首脳、海外主要国の駐日大使、国内各地の自治体首長のほか、政治、経済、国際、防衛、文化などさまざまな分野の著名な専門家を招いています。

一般社団法人内外情勢調査会入退会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人内外情勢調査会（以下「この法人」という。）の定款第6条および第9条の規定に基づき、この法人の会員の入会および退会の手続き等について、必要な細則を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 この法人の会員の種別は正会員、一般会員、名誉会員とし、各種別の定義は定款第5条によるものとする。

(入会)

第3条 この法人の正会員および一般会員になろうとする個人、法人又は団体は、所定の入会申込書を会長に対し提出し、その承認を得なければならない。

2 会長は、前項の申込みを受けたときは、当該入会申込者の入会を承認するか否かを、定款で定める会員種別および次に掲げる基準を基に決定する。

(1) この法人の会員であった者である場合においては、過去において除名の処分を受けたもの、もしくは現在において未納会費がないものであること。

(2) 成年被後見人または被保佐人でない者であること。

(3) 社会的な信用を失墜させる行為を行っていないこと。

(4) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

3 会長は、前項の決定をしたときは、入会申込者に対し、速やかに決定内容を通知し

なければならない。

4 名誉会員については、会長が、定款第5条に基づき、正会員もしくは一般会員又は学識経験者の中から候補者を決定して通知し、候補者本人が承諾することをもって、承認とみなす。

5 会長は、入会申込者の入会を承認したときは、当該入会申込者を、速やかに会員の種別に応じて会員名簿に登録しなければならない。

(会費)

第4条 入会者は、入会后速やかに、一般社団法人内外情勢調査会会費規程に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格)

第5条 会員の資格を有する期間（以下「本資格期間」という。）は、入会月の月初から1年間とし、期間満了の月の末日から1カ月前までに第6条で定める退会届の提出がない場合、本資格期間は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(退会)

第6条 退会しようとする正会員および一般会員は、前条に定める本資格期間の満了をもって退会を希望する場合には、その満了の月の末日の1カ月前までに、又は、前条に定める本資格期間の途中で退会を希望する場合には、その退会希望日の1カ月前までに、会長に対して所定の退会届を提出することにより、退会することができる。

2 退会しようとする正会員および一般会員が、退会日において、会費（第5条により更新された本資格期間に係る会費を含む）を納付していないときは、定款第12条第1項の定めにより、退会に当たり当該会費を支払わなければならない。

3 第1項にかかわらず、名誉会員は、会長に対して所定の退会届を提出することによ

り、いつでも退会することができる。ただし、会費の免除を受けていない名誉会員が退会しようとするときは、前項の規定を準用する。

4 会員が退会届を提出した場合、定款第12条第2項の規定により、既に支払われた会費は理由の如何を問わず一切返還しないものとする。

5 定款第11条第1号の規定により、会費を納入せず督促後2年以上経過しても未納会費があるとき、当該会員は会員資格を失い、退会したものとみなす。

6 会員がその資格を喪失したときは、会員名簿の登録を抹消する。

(変更)

第7条 この規程の改廃は、社員総会の決議によって行う。

附 則

この規程は、令和4年6月29日から施行する。

以上

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	ノートパソコン1台購入		
年月日	令和5年4月17日～令和 年 月 日	金額	84,900円

目的	事務を行う、研修などの出先での政務活動に使用する
使途	ノートパソコン1台購入
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

案分の理由 政務活動と個人的使用 があるため	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	169,800円	1/2 %	84,900円

お買上明細書

発行日 2023年6月17日(月) 14:13
店: 04278 藤枝店
電話 054-647-1411
レジ担当者:
販売担当者:
No. 04278-314-958248 POS: 314
取引種別: 持帰

パソコン
Dynabook (S)
P3G7V6EE
4974019769226 1 ¥169,800
合計金額 ¥169,800
(10%対象 ¥169,800)
(10%対象消費税 ¥15,436)

現金領収額 ¥169,800

お預り ¥170,000

お釣り ¥200

今回ポイント 1,544ポイント
このポイントはエディオンカード・
IDカード会員様のみ有効です。

利用可能ポイント 1,565ポイント

予定ポイント数	0ポイント
2024/03/31まで	0ポイント
2025/03/31まで	21ポイント
2026/03/31まで	1,544ポイント

年度別ポイントを更新するのに
多少の時間がかかります。

商品の返品・交換につきましては
必ずこのレシートをお持ち下さい。
お持ちでないと対応致しかねます。

上記「お買上明細書」の金額はお買
上金額を表示するもので、領収金額
とは異なる場合がございます。



お客様の声をお聞かせください
WEBアンケート実施中!



当社ではお客様のご意見をもとに、より
良い接客対応に活かしてまいります。
スマートフォンから QR コードを読み
取り、専用のアンケート画面アクセス
の上、WEB アンケートにご協力をお
願いいたします。

※アンケート画面はお客様のご負担となります。
※アンケートに関する操作につきましては、お客様ご自身でお進
みください。
※アンケートはスマートフォン専用となり、パソコン・タブレット・
携帯電話（フィーチャーフォン）からのアクセスはできません。
※レシート1枚につき、アンケート入力は1回限りとなります。

QRコードは (R) デンソーウェブの登録商標です。

EDION

エディオン

2023年04月17日

支払者: 佐野愛子

領収証

様

金額 ¥169,800 -

但し

消費税等 15,436円含んでおります

発行者

印紙税申告納
付につき 北
税務署承認済

株式会社 エディオン
(作成地) 大阪府大阪市北区中之島二丁目
3番33号



10%対象
10%消費税 ¥15,436

金額	内訳
現金	169,800
クレジット	0
ギフト券等	0
ポイント	0
返金	0

発行店 藤枝店 No.314958248
電話番号 054-647-1411

整理番号	4-7
------	-----

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費 (事務所費)・人件費		
内容	事務所電気料 (令和5年4月分)		
年月日	令和5年4月17日~令和 年 月 日	金額	8,942 円

目的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

	年月日	取扱店	お 預 り 金 額	お 支 払 金 額	
13					
14					14
15					15
16	5-04-17	(チェーンソー)	電気	17,885	16
17					17
18					18
19					19
20					20
21					21
22					22
23					23
24					24

※印字の位置がずれ、印刷位置と異なる場合は印刷位置を調整します。
 ※領収書をA7用紙に現行自動用紙長さに縮小し、印刷の方向に挿入してご提出ください。

案分の理由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	17,885 円	1/2 %	8,942 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ふじのくに中学校 三島分校視察 高速道路代		
年月日	令和5年4月19日~令和 年 月 日	金額	4,220 円

目的	ふじのくに中学校分校の校舎・収容視察
使途	ETC利用料
政務活動・ 県政との 関連性	スタートした時点での課題を把握して 提案に生かす

<<領収書貼付枠>>

ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 藤枝岡部 料金所(至) 長泉沼津 23年 4月19日 13時36分 通行料金 ¥2,110- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A29304-194260-492932 確 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 長泉沼津 料金所(至) 藤枝岡部 23年 4月19日 18時10分 通行料金 ¥2,110- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A29304-194260-493831 確 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>
---	--

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,220 円	100%	4,220 円

整理番号	4-9
------	-----

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO 集いの場所サンライズ 正会員会費		
年月日	令和5年4月27日~令和 年 月 日	金額	416 円

会の趣旨・目的	官民協働子ども育成支援事業
会の活動内容等	食困家庭の子どものための給食提供、体験活動
政務活動・県政との関連性	子どもの笑顔や交流の方法について 提言に役立てる。

<領収書貼付枠>

領収書

令和 5年4月27日

佐野愛子 様

金額 5,000.- 円

ただし、個人正会員会費として
上記正に領収いたしました。

426-0011 藤枝市平島639-7
特定非営利活動法人法人
集いの場所サンライズ



4月分のみ充当 $5,000円 \times \frac{1}{12} = 416円$
 5~3月分は $5,000 - 416 = 4,584円$ --- 5月以降請求

※ 添付書類：団体の会則 ・ 事業概要 ・ その他 (定款)

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	416,円	100 %	416 円

特定非営利活動法人集いの場所サンライズ

特定非営利活動法人集いの場所サンライズ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人集いの場所サンライズという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県藤枝市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、虐待、または人権を侵す等の行為を受けている子どもを支援し、同時に社会に対して子どもの人権擁護する啓発活動を行い、かつ関連機関との連携による子どもと家族へのサポートを実施することにより、子どもが安心して健全に成長できる地域環境づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 子どもが健全に育つ環境づくりの支援事業
 - ② 子どもの育ちに関する相談事業
 - ③ 虐待される子どもの支援に関する事業
 - ④ 児童虐待防止の為の啓発事業
 - ⑤ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
 - ① 高齢者サロン事業
 - ② オリジナルグッズ販売事業
 - ③ チャリティイベント事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益が生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。



第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する為に入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上10人以内
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

ない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から3

0日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算の変更
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって開催日の前日までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、第28条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じるこ

とができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入によって償還する短期借入金を除き、総会の承認を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、この法人と類似する目的を有する公益法人、又は特定非営利活動法人のうち、総会の議決を持って決した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲示する。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載する。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 高木 尚

副理事長

理事

監事

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2020年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2019年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	無し
個人会員	年会費	5,000円(一口)
法人、団体会員	年会費	10,000円(一口)
(2) 賛助会員	入会金	無し
個人会員	年会費	3,000円(一口)
法人、団体会員	年会費	5,000円(一口)

- 7 この定款は令和2年 5月 20日から施行する。

支出証拠書

4/28

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡・朝日新聞購読料		
年月日	令和5年4月28日～令和 年 月 日	金額	7,700円

目的	各方面における情報収集
使途	4月静岡、朝日新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るための手段として活用する

《領収書貼付枠》

2023年4月分 領収証 発証No. [REDACTED]

佐野 愛子 様

銘柄	部数	金額
静岡新聞※	1	3,300*
朝日新聞※	1	4,400*

本郷286
合計金額
¥7,700*
8%対象 7,700円
(消費税込み)
(口座振替分)

※は軽減税率対象 釣銭：10000・2300・5000： 1000:

毎日小学生・中日子どもイブニング・
読売子ども新聞を読んで学ぼう

毎度ご購入有難うございます
上記金額正に領収致しました
年 月 日 領収
担当：500 [REDACTED]

有限会社 新聞販売 [REDACTED]
静岡県 藤枝市 宮原534番地
TEL (54) 639-0126・0903

領収日：令和5年4月28日

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	7,700円	100%	7,700円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 (事務費)・事務所費・人件費		
内容	事務所電話通話料 (令和5年4月請求分)		
年月日	令和5年4月28日	～令和 年 月 日	金額 4,409円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

通帳記載欄に“ガス”と表示している説明文を別紙添付する

年月日	取捨	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
<13>				
<14>				
<15>				
<16>				
<17>				
<18>				
<19>				
<20>	5-04-28		ガス 8,818	
<21>				
<22>				
<23>				
<24>				

△ 通帳をATM (現金自動預払機) に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

案分の理由 政務活動と後援会活動 で使用のため	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	8,818円	1/2 %	4,409円

平成23年6月10日

〒426-0037
藤枝市青木2-18-3

ふじのくに県議団藤枝
佐野愛子事務所 様

光インターネット ご契約商品のご案内

拝啓 毎度格別の御引立てに賜り厚く御礼申し上げます。
この度は弊社サービスを利用いただき誠にありがとうございます。

お客様の現在の御契約商品の明細は下記の通りでございます。
尚、自動振替口座の御通帳の印字は「ガス」で御座いますが
インターネット利用料金及び電話関係料金として自動振替させていただきます。

尚、ご不明な点が御座いましたら下記までご連絡をお願い致します。
今後とも弊社を宜しくお願い致します。

敬具

単位(円)

御利用商品名	御利用料金	
ひかりインターネット	4,500	毎月請求(当月御利用分)
ひかり電話通話料(※1※3)	-	毎月請求(前月御利用分)
ユニバーサルサービス料(※1 ※2)	7	毎月請求(前月御利用分)

※1 ひかり利用料・通話料・ユニバーサルサービス料は御利用月の翌月請求となります。

※2 ユニバーサルサービス制度はNTT東日本や西日本が加入電話などのユニバーサルサービスの提供を
確保するために必要な費用を、電話会社全体で応分に負担する仕組みです。

詳しくは総務省ホームページをご覧ください。 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/universalservice/

※3 ひかり電話通話料は御利用分のみ請求となります。

株式会社 ビック東海
沼津市寿町8番28号 メディアプラザ2階
放送通信センター 管理課
TEL 0120-696-942
FAX 055-922-5694

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・郵送料等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 人件費		
内容	事務員雇用 (令和5年4月分)		
年月日	令和5年4月1日～令和5年4月28日	金額	35,400 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和5年4月分

氏名 XXXXXXXXXX

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
29H 1,100/h	日数10日 ¥350/日					
円	円	円	円	円	円	円
31,900	3,500	35,400			0	35,400
					受領印	XXXXXXXXXX
					受領日	4月28日

案分の理由 全て政務活動にかかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	35,400 円	100%	35,400 円

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要諫情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 (人件費)		
内 容	事務員雇用 (令和5年4月分)		
年 月 日	令和5年4月1日～令和5年4月28日	金 額	17,050 円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和5年4月分

氏名 XXXXXXXXXX

給 与	通勤手当	支給額合計	控 除 額			差引支給額
			所 得 税	雇 用 保 険 料	控 除 額 合 計	
12H 1,100/h	日数 11 日 ¥350/日					
円	円	円	円	円	円	円
13,200	3,850	17,050			0	17,050

受領印 XXXXXXXXXX
受領日 4月28日

案分の理由 全て政務活動にかかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	17,050 円	/ 100%	17,050 円

整理番号	4-14
------	------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 (人件費)		
内容	事務員雇用 (令和5年4月分)		
年月日	令和5年4月1日～令和5年4月28日	金額	35,150 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和5年4月分

氏名 XXXXXXXXXX

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
37H 950/h	日数 日 ¥ /日	円	円	円	円	円
35,150		35,150			0	35,150

受領印 XXXXXXXXXX

受領日 4月28日

案分の理由 全て政務活動にかかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	35,150 円	100%	35,150 円

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 4/29 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野 愛子)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	1,090	18 円 × 1,090 km / km	19,620
※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km) ※領収書による充当方式 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km) ・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合			
≪支払証明≫ 上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 佐野 愛子			

≪領収書貼付枠≫

4月30日分 (65 km) は、新任期で充当する。

4月1日～29日の走行距離 : $1,155 \text{ km} - 65 \text{ km} = 1,090 \text{ km}$

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	19,620 円	100%	19,620 円

月 日	内 容	行 程	走行距離 (km)
7	瀬戸谷小学校意見交換, 静清高校意見交換	自宅一本郷潮	25
9	藤枝観光施設オープン視察・意見交換	自宅一五十海	25
10	会派役員会情報交換	自宅一県庁	57
11	朝日テレビ取材、事務整理	自宅一県庁	57
12	県庁事務整理、役員会	自宅一県庁、島田	80
13	神社大会意見交換、県庁事務整理	自宅一岡出山、県庁	60
14	教職員代表者意見聴取	自宅一静岡	58
15	少年少女サッカー大会意見聴取美野里会総会	自宅一原田沼	30
16	藤枝市藤イベント視察・意見交換	自宅一五十海	24
17	会派役員会情報交換	自宅一県庁	57
19	ふじのくに中学校三島分校視察意見交換	自宅一三島市文教町	188
20	会派総会テレビ取材情報収集	自宅一県庁	56
21	志太榛原農林意見交換	自宅一総合庁舎	30
22	ことば学院情報収集	自宅一南部公民館	56
23	事務整理、瀬戸谷自治会意見交換	自宅一青木	22
24	FM島田県政報告	自宅一島田おおるり	35
25	会派政策検討・FM収録	自宅一静岡、島田	92
26	退職女性教員意見交換、静岡地域協議会意見交換	自宅一田沼、静岡	60
27	女性教職員意見交換、志太榛地域協議会意見交換	駅一静岡、城南	60
29	中部剣道大会情報収集	自宅一前島	18
30	東アジア文化交流視察情報収集	自宅一東静岡	65
	合 計		1,155

20,790

※ 4/29 までの走行距離 1,090 km

支出証拠書

5/9

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	FMしまだコーナー料		
年月日	令和5年5月9日～令和 年 月 日	金額	24,970 円

目的	定期的に県政、地域情報を報告する
使途	令和5年4月分コーナー料及び送金手数料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を通じて得た様々な情報を広く伝えることができる

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
05-05-09	23003	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N097	*24,750	
	残高	

島田掛川信用金庫
島田本店営業部
普通 916955
か) エフエムシマダ

送金料金 *220円
振込予定日 05-05-09
サ) アイコ

ご利用いただきましてありがとうございました。
—— ゆうちよ銀行 ——

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	24,970 円	100%	24,970 円

〒 426-0132
静岡県藤枝市本郷286

御 請 求 書

2023年4月30日

No. 

佐野 愛子 様

株式会社 FM島田

代表取締役社長 八木 和夫

〒 427-0042

島田市中央町5番の1 プラザおおるり3F

TEL:0547-34-1765 FAX:0547-34-5700



2023年4月度

期間 2023/04/26~2023/04/30

ご請求額 **¥24,750**

上記の通りご請求申し上げます。

来月末迄にお振込みをお願い致します。

※振込手数料は貴社ご負担にて

お願い申し上げます。

〈お振込み先〉

島田掛川信用金庫 島田本店営業部

普通 0916955

株式会社 FM島田

費 目	請 求 金 額	備 考
コーナー料	22,500	
小 計	22,500	
消費税等 (10.0%)	2,250	
合 計	¥24,750	



支出証拠書

5/27

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 (事務費)・事務所費・人件費		
内容	携帯電話料及びモバイル通信料 (令和5年4月請求分)		
年月日	令和5年5月27日~令和	年月日	金額 1,923 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

料金合計額からあんしん保証パック料金を除いた額を案分する
 $4,825 - 890 \text{ 円} \times 1.1 = 3,846 \text{ 円}$
 $3,846 \text{ 円} \times 1/2 = 1,923 \text{ 円}$

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,846 円	1/2 %	

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

ご請求先番号: [Redacted]
Billing number

発行日 2023年 4月 1日

請求月 2023年 3月分
Month of Issue



電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額(円)	税区分
[Redacted]	* * ご契約期間 1年 8ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン(音声) (2月21日~3月20日)	980	10%
	通話料 基本プラン(音声)	24,180	10%
	割引 家族割引(1,340円×1.00%)	-1,340	10%
	月額料 定額オプション+	1,800	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分	22,840	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分(SMS)	-15	10%
	定額料 データプラン3GB	1,500	10%
	割引 小容量割	-1,300	10%
	通信料 S/Mメール(MMS) @0円 2482Pkt	0	10%
	通信料 データ通信(4G LTE/5G) @0円 10113516Pkt (通信量合計 10115998Pkt (1.21GB))	0	10%
	通信料 メール(SMS)	15	10%
	通信料 メール(SMS) (YM/他社宛)	-15	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット(i)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット(i) 無料特典(467円×1.00%)	-467	10%
除外 ○	月額料 あんしん保証パック with AppleCare Services	890	10%
	月額料 デザリングオプション	500	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	小計	4,387	
	合計	4,387	
	内課税対象額 10%	4,387	
	内課税対象額 計	4,387	
	消費税等 10%	438	
	消費税等 計	438	
	ご請求金額	4,825	
	(税込金額 計 10%)	4,825	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/>

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。

※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

支払証明書

発行日付：2023年06月02日

ソフトバンク株式会社



請求先氏名	佐野 愛子
請求先住所	〒 426-0132 静岡県藤枝市本郷 2 8 6
提出・交付先	
請求事由	顧客依頼
請求先番号	██████████

携帯電話番号／機種契約番号等（2023年06月02日 現在）



請求年月	請求額	当月請求額	入金額	（ 消費税等 ）	（ 回収代行額 ）	領収日
2023年03月	4,825	4,825	4,825	（ 438 ）	（ 0 ）	2023年03月20日
合計			4,825	（ 438 ）	（ 0 ）	

上記の料金は、収納済であることを証明いたします。

※クレジットカードでお支払いのお客様は、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。



お問い合わせ先
ソフトバンク株式会社
ソフトバンクカスタマーサポート
ソフトバンク携帯電話から 157（無料）
一般電話から 0800-919-0157（無料）